

広島県物品管理規則及び広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

広島県物品管理規則及び広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

(広島県物品管理規則の一部改正)

第一条 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号表及び別記様式第十号の二表中「~~第10条~~」を「~~第11条~~」に改める。

(広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第二条 広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第十条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県物品管理規則による様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県物品管理規則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。